

# 愛知県立熱田高等学校同窓会会則

第1条 本会は愛知県立熱田高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 名簿及び会報の発行。
2. 母校の事業後援。
3. その他本会の目的を達するに必要な事項。

第4条 本会の事務所は愛知県立熱田高等学校内におく。

第5条 本会は次の会員で組織する。

1. 正会員 愛知県立熱田高等学校卒業生。
2. 特別会員 同行の教職員及び旧職員。

第6条 本会に次の役員をおく。役員は任期は5年とし各役務を兼ねることができない。

1. 会長（1名）役員会において正会員中より選出し総会の承認を得る。
2. 副会長（若干名）各回生代表も入れる。
3. 事務局長（1名）
4. 書記（若干名）
5. 会計（若干名）
6. 監査（若干名）
7. 学校幹事は役員会において正会員及び特別会員の中よりそれぞれ選出し総会の承認を得る。
8. 幹事（各回生若干名）正会員中により卒年度別に選出する。必要に応じて合同幹事を開くことができる。

第7条 本会に顧問をおき現校長を推す。

第8条 役員会は会長、副会長、事務局長、書記、会計、監査及び学校幹事を以て構成し本会の運営にあたる。

第9条 総会は5年に1回開催する。但し必要に応じ臨時総会を開催することができる。

第10条 会員は職業、住所、氏名に異動のある場合は直ちに本会に報告しなければならない。

第11条 会員は入会金6,000円を納めるものとする。

第12条 本会の経費は入会金及び寄付金を以て充てる。但し臨時費をとることができる。

第13条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとし毎年度末決算を行い、役員会及び総会に公表するものとする。

第14条 本会の決議は役員会の過半数を経て、総会の承認を得るものとする。

内規 1. 上記以外の緊急事項については役員会において決定する。

慶弔に関する定め

1. 特別会員の死亡の際は香花料を贈与する。
1. 特別会員の転任、退職の場合は、原則として餞別は贈らないが、特に功労者及び永年勤続者は役員会に於いてそのつど協議する。
1. 正会員の慶弔については役員会の決定に従いそのつど協議する。

附記 昭和56年4月1日より施行する。会則の一部改正（6.9条）

昭和61年4月1日より施行する。会則の一部改正（11条）

平成5年4月1日より施行する。会則の一部改正（11条）

平成5年4月1日より施行する。会則の一部改正（11条内規）

平成15年4月1日より施行する。会則の一部改正（6条2.）

平成28年4月1日より施行する。会則の一部改正（6条3、8条）